

第10回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年1月10日(水) 午後3時から午後4時30分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (20名)

持山 英幸	会長	平田 昇	委員
平山 正行	会長代理	北村 博美	委員
井上 治康	委員	上田 忠夫	委員
北原 康德	委員	行武 芳明	委員
岡部 貢	委員	矢野 榮	委員
倉掛 正則	委員	藤井 貢	委員
平山 雅章	委員	八尋 徳幸	委員
川上 富男	委員	下村 喜美子	委員
山本 政明	委員	行武 勇吉	委員
山口 弘行	委員	池松 和義	委員 (欠席)
メ野 芳江	委員		

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成30年1月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

川上 富男 委員、 山本 政明 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第10回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、17番 藤井委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。7番 川上委員と9番 山本委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号6を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号5を読み上げる)</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年1月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。 議案第1号 平成30年1月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成30年1月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入りますが、私が譲受人となっていますので、筑前町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただきます。 議事の進行は、平山会長代理お願いします。</p> <p>(会長の退席確認後)</p>
会長代理	<p>それでは、議案第2号の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開き下さい。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>

事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 2 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 2 ページの調査書 番号 1 をご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p>
会長代理	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
会長代理	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
会長代理	<p>議案第 2 号の番号 1 は全員賛成にて可決を致します。 議案第 2 号の番号 1 について議案審議が終わりましたので、持山会長に入室・着席していただき、議長を交代します。</p> <p>(持山会長に交代)</p>
議 長	<p>次にまいります。 議案第 2 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号 2 を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 3 ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、1 2 ページの調査書 番号 2 をご覧ください。 以上 ご提案申し上げます</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 2 について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 2 に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 2 は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第 2 号の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号 3 を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 4 ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、1 3 ページの調査書 番号 2 をご覧ください。 以上 ご提案申し上げます</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 3 について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決を致します。 議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、13ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号4に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定 により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在アパート住まいの為、申請地を購入して自己の住宅を建築するための転用申 請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積102.68㎡の住宅を建設される計画 となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第 1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地 への営農条件の支障については確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局 の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。</p>

16番	申請地は譲渡人が畑を耕作できないという事で、半年前も隣の畑を売られてあります。その隣には、アパートも出来ていますので問題はないと思います。以上です。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	特にありません。
議長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在借家住まいの為、申請地を購入して自己の住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積121.67㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は北側に上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、概ね500m以内になかしま小児科内科医院となずな保育園がある農地であることから第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。
15番	申請地の隣に譲渡人の自宅があり、周りに農地があります。道路横にペットの美容室もあり、上水道も通っており、問題はないと思います。以上です。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	夜須郵便局の近くで、去年、同じ方の土地で申請地の近くに5条申請が出ていました。この一画は農地として使用できなくても仕方がないのかなと思います。以上です。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在、両親と夫と3人の子供と同居しておりますが、実家の方が手狭となっている為、申請地を購入して自己の住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積131.65㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番</p>	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> <p>今説明がありました通り、お子さんご夫妻が家を建てるという事で実家の隣の畑を購入されています。敷地が手狭な為どうするのか確認したところ、実家の通路を利用し、上水道や、排水等も利用しますとの事なので、問題はないと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>会長代理</p>	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>別にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>議案書15ページをお開きください。 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 上記について、次のとおり提出する 本日付会長名でございます。 理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、依頼があったので、審議のうえ、意見を求めるものです。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>

事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 別紙配置図・資料の18ページをお開きください。</p> <p>18ページ事業計画書に記載してありますように、転用事業者は有限会社〇〇になり、申請地の北側の松延集落内に事務所があります。今回除外申請地の隣の〇〇番の畑をあわせた、合計で、3,653㎡に資材置場及び残土置場として整備する事により、利便性の向上と事業の拡大を図るための計画となっております。19ページに区長、農業委員、水利関係者の承諾があります。申請地の位置図について20ページ、計画図は21ページをご覧ください。</p> <p>なお、計画変更申請が承認され、農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基準の立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して、周辺の地域において事業をしている者の業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局の説明が終わりました。それでは、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第10回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16:30 終了</p>